○東北地方整備局告示第百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年五月二十一日

東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類

１　大谷川地区海岸改修工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）

２　県道女川牡鹿線改築工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　宮城県石巻市大谷川浜小浜山、苗代目、大谷川二番、前原、大谷川、川向及び二重坂地内

⑵　使用の部分　なし

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　宮城県石巻市大谷川浜小浜山、苗代目、大谷川二番、前原、大谷川、川向及び二重坂地内

⑵　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内までの延長459.7ｍの区間（以下「本件海岸区間」という。）における「大谷川地区海岸改修工事」（以下「本件海岸事業」という。）である。

本件海岸事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10の２号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内までの延長584.7ｍの区間（以下「本件道路区間」という。）における「県道女川牡鹿線改築工事」（以下「本件道路事業」という。）である。

本件道路事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事

業に該当する。

したがって、本件海岸事業及び本件道路事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件海岸区間に係る区間は同法第３条第１項の規定に基づき宮城県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、また、県道女川牡鹿線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

ア　第２の１に係る事業

三陸南沿岸は、岩手県宮古市の鮭ヶ崎から宮城県石巻市の黒崎までの約873㎞の半島と入江が交互に連なる複雑な海岸線を呈したリアス式海岸であり、このうち、大谷川地区海岸は、宮城県石巻市の鮫浦湾奥部に位置する全長488ｍの海岸である。

三陸南沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸南沿岸の海岸保全対策は、平成12年５月に海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年３月に三陸南沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、基本計画等に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる防護水準とすることを目標として、順次防潮堤等の海岸改修が実施されている。

本件海岸事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件海岸区間について、防護水準であるＴＰ（東京湾平均海面）＋9.1ｍを確保するために計画された海岸改修事業であり、本件海岸事業の完成により、本件海岸区間に防潮堤が整備されることから、津波、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。

イ　第２の２に係る事業

本路線は、宮城県牡鹿郡女川町を起点として石巻市に至る延長約26㎞の路線である。

本路線は、地形的制約から三陸南沿岸に沿うように配置され、迂回する道路もないことなどから、地域住民による地域内交通に利用されているほか、東日本大震災により被災した石巻市の復興に必要な人的支援、物資、作業車両、資

材等の供給における緊急輸送道路としても機能している。

しかしながら、本件道路区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、東日本大震災により、大谷川地区海岸に既設の防潮堤とともに消失し、道路が分断されたことから、応急的な措置として、仮設道路の設置により交通を確保している状態にあり、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮し得ない状況にある。

本件道路事業の完成により、東日本大震災により分断された本路線が復旧されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

ウ　生活環境に及ぼす影響

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成27年１月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件海岸区間及び本件道路区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロウオ等が確認されているが、いずれも周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

ア　第２の１に係る事業

本件海岸事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件海岸区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、防潮堤を整備する事業であり、本件海岸事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件海岸事業の施行方法については、防潮堤を従前位置に整備する案（以下「申請案」という。）及び防潮堤を陸側に整備する案の２案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が少ないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を

総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

イ　第２の２に係る事業

本件道路事業は、本路線のうち、東日本大震災により消失し分断された区間を復旧することを主な目的として、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）等による第３種第４級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件道路事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件道路区間におけるルートについては、近接する本件海岸事業の計画防潮堤法面に沿って一体的に整備するものであり、取得必要面積が少ないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

ア　第２の１に係る事業

３⑴アで述べたように、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件海岸区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件海岸事業を施行する必要があると認められる。

イ　第２の２に係る事業

３⑴イで述べたように、東日本大震災により現道が消失していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　宮城県石巻市大谷川浜二番、前原、大谷川

及び川向地内